

## 浪江町最低制限価格事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この告示は、浪江町が一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により工事請負契約又は業務委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (工事)

第2条 最低制限価格を設定する工事は、設計金額が1,000万円を超える額の競争入札に付す案件とする。

### (工事における最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、対象工事の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 契約権者が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、最低制限価格を対象工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

### (業務委託)

第4条 最低制限価格を設定する業務委託は、建設事業に係る業務(以下「対象業務」という。)で、設計金額が100万円を超える額の競争入札に付す案件とする。

### (業務委託における最低制限価格)

第5条 業務委託の最低制限価格は、対象業務の予定価格算出の基礎となった次の表の①から④までに掲げる額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の合計額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その額が当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格の10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とするものとし、地質調査業務に係る契約については、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 に10分の9を乗じ て得た額	一般管理費等の 額に10分の4.5を 乗じて得た額
-------------------	---------	--------	------------------------------	---------------------------------

2 契約権者が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の6から10分の8まで(測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で定めることができる。

(最低制限価格の対象外)

第6条 最低制限価格の設定が適当でない認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格の入札があつた場合は、その入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の規定により失格となつた者は、再度入札に参加させないものとする。

(不調時の措置)

第8条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないときは、改めて入札の公告又は指名通知をし、入札をする。

(最低制限価格の周知)

第9条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。